

MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2021年6月22日 第255期

国務院

全国で企業経営許認可事項をフルカバーしたリスト管理を実施

2021年6月3日、国務院は『「証照分離」改革を深化による市場主体の更なる活性化に関する通達』 (国発[2021]7号、以下は「7号通達」という)を公布し、企業経営許認可事項をフルカバーしたリストを全国展開しました。「7号通達」は 2021年7月1日より実施されます。

【 ポイント 】 ____

▶ 『証照分離』改革は、企業経営許認可事項を4つの方式に分け、リストで管理する改革

- ▶ 上記 4 つの方式は、「直接許認可取消」、「審査制から届出制に変更」、「告知承諾制を実施」、「承認サービスを最適化」
- ▶ 中央レベルで設定する企業経営許認可事項リストの「全国版」と「自由貿易試験区版」を公布

1. 政策の背景

「証照分離」改革とは、各産業の主管部門が配布する「経営ライセンス」と商事登記主管部門が配布する「営業許可証」を分離し、経営範囲に許認可事項が含まれる場合、当該許認可事項を簡素化する改革です。

「証照分離」改革は、行政許認可制度改革の重要な位置づけを占め、商事制度改革の更なる発展、新しい発展理念の具体化、経営環境の更なる最適化、市場主体の活性化、高水準の市場メカニズムを構築といった点において重要な措置でもあります。

2015年より、国務院は一部の企業経営許認可事項を選定し、2回に分けて上海市浦東新区で「証 照分離」改革を試行しました。2019年、国務院は『自由貿易試験区で「証照分離」改革のフルカ バー試行を展開する通知』(国発[2019]25号)、自由貿易試験区内で、法律、行政法規、国務院の決 定により設定(以下、「中央レベルで設定」)する企業経営許認可事項をフルカバーしたリスト管理 を試行しました。「7号通達」は、自由貿易試験区の試行を全国展開しました。

2. 本規定の主要内容

「7号通達」は、中央レベルで設定する企業経営許可事項を、「直接許認可の取消」、「審査制から届出制に変更」、「告知承諾制を実施」、「承認サービスを最適化」の4つの方式に分け、全国で実施される523項目の改革措置リスト(7号通達添付資料1)及び自由貿易試験区(以下、「自貿区」)で追加実施される69項目の改革措置リスト(7号通達添付資料2)をリストアップしました。

【図表 1】4 つの改革方式の具体内容			
改革方式	改革後の実施方法	関連企業経営許認可の分野(例)	
1、直接許認可の 取消 全国で 68 項目、 自貿易区で 14 項 目	✓ 企業は営業許可証を取得す	外商投資と対外貿易、建設工事、交通物流、仲介	
	れば直ちに経営を行うこと	サービス等の領域	
	が可能	例:住宅都市農村建設部が主管する「不動産開発	
	✔ 行政機関、企業・事業単位、	企業の三級ライセンスの許認可」(7 号通達添付	
	業界組織等は、企業に関連行	資料1第17条)について、不動産開発企業のライ	
	政許可証類の提供を要求し	センスを四級制から二級制に調整し、従来の三級	
	てはならない	ライセンスを撤廃し、二級ライセンスの許認可条	
		件を相応に調整	



改革方式	改革後の実施方法	関連企業経営許認可の分野(例)
	✓ 原則的に事後の届出を実施し、企	貿易流通、教育訓練、医療、食品、金融等の
2、審査制から届 出制に変更 全国で 15 項目、 自貿易区で 15 項 目	業は営業許可証を取得すれば経営	領域
	を行うことが可能	例 1:商務部が主管する「対外貿易経営者届
	✔ 企業は規定通り届出資料を提出す	出登記」(7号通達添付資料1第74条)につ
	る場合、関連主管部門はその場で	いて、対外貿易経営者の許認可管理を取消
	届出手続を行う必要があり、届出	し、届出管理に変更
	を受理しない決定を下してはなら	例 2:国家薬品監督局が主管する「薬品イン
	ない	ターネット情報サービスの許認可」(7号通
		達添付資料2第28条)について、自貿区内
		で許認可を取消し、届出管理に変更
	✓ 企業の承諾により削減できる審	農業、製造業、生産サービス、生活消費、
	査資料は、提供させてはならな	電信、エネルギー等の領域
	い。企業が経営許可証を取得後の	例 1:国家衛生健康委員会が主管する「公共
	事後提出を許容された審査資料	場所衛生許可」(7号通達添付資料1第102
	については、不足した状況を許容	条)について、告知承諾のテンプレートを制
	して手続を行い、期限を定めて事	定かつ公布し、申請者に許認可の条件及び必
	後提出を要求	要資料を一度に告知する。申請者が自主的に
	✔ 関連主管部門は、法に基づき定量	承諾し、要求に従い資料を提出する場合、そ
	化と実施操作が可能で、包括条項	の場で審査決定を下す
	を含まない経営許可条件をリス	例 2:応急管理部が主管する「危険化学品の
	トアップし、監督管理規則及び承	経営(貯蔵なし)の許可証の許認可」(7号
	諾違反後の結果を明確化し、一度	通達添付資料2第60条)について、告知承
	に企業に告知しなければならな	諾のテンプレートを制定かつ公布し、申請者
 3、告知承諾制を	\`\	に許認可の条件及び必要資料を一度に告知
実施	✓ 企業が自主的に承諾し、要求に従	する。申請者が自主的に承諾し、要求に従い
全国で 37 項目、	い資料を提出する場合、その場で	資料を提出する場合、その場で審査決定を下
自貿易区で 40 項	審査決定を下さなければならない	す
目	✓告知承諾を通じて許可を取得す	
	る企業に対し、関連主管部門は事	
	中と事後の監督管理を強化し、確	
	実に必要のある場合、フルカバー	
	の検査を展開することが可能	
	✓企業が許可条件を充足していな	
	い場合、法に基づき調査と処理を	
	行い、信用失墜の違法行為を企業	
	の信用記録に登録し、法律規定に	
	基づき信用失墜の懲戒を実施	
	✓関連主管部門は、遅滞なく企業の	
	承諾事項における履行状況を信	
	用記録に登録し、全国信用情報共	
	有プラットフォームに集約しな	
	ければならない	



改革方式	改革後の実施方法と関連企業経営許認可の分野
改革方式 4、承認サービス を最適化 全国で 411 項目、 自貿易区でなし	改革後の実施方法と関連企業経営許認可の分野 ✓「重要工業製品(食品関連製品、肥料を除く)に係る生産許可証の査定発行」等 15 項目の企業経営許可事項に対し、審査の権限を委譲し、企業の近隣エリアでの手続を利便化 ✓「セキュリティーサービス許可証の査定発行」等 256 項目の企業経営許可事項に対し、許可条件及び審査資料を簡素化し、企業の手続負担を軽減する。「会計士事務所の設立審査」等 140 項目の企業経営許可事項に対し、審査プロセスを最適化し、審査時間を短縮化し、審査効率を高める ✓「税関監督管理貨物倉庫の審査」等 18 項目に対し、許可証の有効期間が設定されている 18 項目の企業経営許可事項に対し、許可証の有効期限を取消し、もしくは延長し、企業の持続的な経営を利便化 ✓「インターネット接続サービス営業場所を経営する単位の設立審査」等の定量制限が設定される 13 項目の企業経営許可事項に対し、定量制限を撤廃し、もしくは合理的に定量制限を緩和し、かつ総量規制の条件、参入済企業数、申請
	の順番等を定期的に開示し、企業の秩序のある競争を奨励

「7号通達」では、省レベルの人民政府は、権限の範囲内で更に強力な改革措置の実施決定を可能としています。地方法規、地方政府規定で設定(以下、「地方レベルで設定」)した企業経営許可事項は、省レベル人民政府が改革方式を計画して確定するとしています。

各改革措置の融合とシナジー強化をするために、「7号通達」は以下の通り規定しています。(1)全ての企業経営許可事項を管理リストに収め、リスト外で、企業が関連業界へ参入し、経営を行うことを一切制限してはなりません。(2)商事登記制度改革を深化させ、規範化した経営範囲の登記を展開し、企業が自主的に経営範囲を選択するためのサービスを提供します。(3)電子許可書・ライセンスの集約と運用を推進し、2022年末までに企業の証照電子化を実現します。

事中事後の監督管理を革新し強化するために、「7号通達」は以下の通り規定しています。(1) 開放と管理を融合させ、同様に開放と管理を重んじる要求を具体化し、監督管理の職責を着実に遂行し、監督管理の空白領域の発生を防止しなければなりません。(2) 政府主導、企業自治、業界自律、社会監督を堅持し、企業に主体責任を十分に取らせ、多元的な共同管理、相互に支える協同監督管理の枠組を健全化させます。(3) 領域に分けて、全国で統一した、簡素で実行しやすい監督管理の規則を制定し、監督管理に明確なガイドラインを提供します。(4) 業界の特徴と融合した監督管理方法を改善し、厳重な違法責任を負う企業及び関係者に業界参入禁止制度を構築、健全化し、監督管理の抑止力を強化しなければなりません。

3. 企業への影響

「7号通達」は、更に広範囲且つより多くの業界で企業経営許認可事項の取扱負担を軽減し、市場参入のハードルを下げ、市場主体を活性化させることを狙いとしています。「照後減証」(営業許可証取得後の経営ライセンスを減らす)及び許認可の簡素化を通じ、市場主体が経営開始する前に多くの経営ライセンスを取得しなければばらない問題や経営ライセンスの取得が難しい問題の解決に積極的に取り組んでおり、企業は事務負担が軽減されたことで、より多くの起業に繋がることが期待されます。

フルカバーしたリスト管理が実施された後、各当局はリスト外で、企業が関連業界へ参入し、経営を行うことを一切制限してはなりません。「証照分離」改革の実施以降、企業経営許認可の提出資料、費用が削減され、プロセスと時間が短縮されました。企業は公平、透明、便利な環境で自主的に経営判断をし、事業の革新と発展が可能になりました。



MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2021年6月22日第255期

政府部門は、企業に対する事中事後の監督管理を強化するため、特に告知承諾制を実施する企業 経営許可事項について、企業は政策の利便さを享受する同時に、信義を守り、経営条件を持続的に 適合させ、法律規定に基づき生産経営活動を展開しなければなりません。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂きます。

以上



以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文

国务院

国发[2021]7号

关于深化"证照分离"改革进一步激发市场主体 发展活力的通知

各省、自治区、直辖市人民政府,国务院各部委、 各直属机构:

开展"证照分离"改革,是落实党中央、国务院重大决策部署,深化"放管服"改革、优化营商环境的重要举措,对于正确处理政府和市场关系、加快完善社会主义市场经济体制具有重大意义。为深化"证照分离"改革,进一步激发市场主体发展活力,国务院决定在全国范围内推行"证照分离"改革全覆盖,并在自由贸易试验区加大改革试点力度。现就有关事项通知如下:

一、总体要求

(一)指导思想。以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导,全面贯彻党的十九大和十九届二中、三中、四中、五中全会精神,持续深化"放管服"改革,统筹推进行政审批制度改革和商事制度改革,在更大范围和更多行业推动照后减证和简化审批,创新和加强事中事后监管,进一步优化营商环境、激发市场主体发展活力,加快构建以国内大循环为主体、国内国际双循环相互促进的新发展格局。

(二)改革目标。自 2021 年 7 月 1 日起,在全国范围内实施涉企经营许可事项全覆盖清单管理,按照直接取消审批、审批改为备案、实行告知承诺、优化审批服务等四种方式分类推进审批制度改革,同时在自由贸易试验区进一步加大改革试点力度,力争 2022 年底前建立简约高效、公正透明、宽进严管的行业准营规则,大幅提高市场主体办事的便利度和可预期性。

日本語参考訳

国務院

国発[2021]7号

「証照分離」改革を深化による市場主体の更なる 活性化に関する通達

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部、委員 会、各直属機構:

「証照分離」改革の展開は、中国共産党中央、国務委の重大決定を具体化し、「放管服(行政手続きの簡素化・権限委譲と管理の両立・行政サービスの向上)」改革を深化させ、経営環境を最適化する重要な措置であり、政府と市場の関係を正確に取扱い、社会主義の市場経済体制の改善加速において重大な意義がある。「証照分離」改革を深化させ、さらに市場主体を活性化させるために、国務院は全国で「証照分離」改革をフルカバーで推進し、自由貿易試験区で改革と試行に更に注力することを決定した。関連事項について以下の通り通知する。

一、全体的な要求

- (一) 指導思想。習近平の新時代中国特色社会主義を指針とし、中国共産党の第19回大会及び第19期中央委員会の2中全会、3中全会、4中全会、5中全会の精神を全面的に貫徹し、「放管服」改革を持続的に深化させ、行政許認可制度改革と商事制度改革の推進を計画し、更に広範囲且つより多くの業界で「照後減証」及び許認可の簡素化を推進し、事中、事後の監督管理を革新、強化し、更に経営環境を最適化し、市場主体を活性化させ、国内大循環を主体とした国内国際双循環が相互に促進される新しい発展構造の構築を加速する。
- (二)改革目標。2021年7月1日より、全国の企業経営許可事項をフルカバーしたリスト管理を実施し、直接許認可の取消し、許認可制から届出制への変更、告知承諾制の実施、許認可サービスの最適化等4種類の方式に基づき、許認可制度の改革を推進し、同時に自由貿易試験区で更なる改革試行に力を入れ、2022年末までに簡素的で効率的、公正かつ透明性があり、参入容易であるが厳格に管理するという業界参入規則の確立を目指し、市場主体による手



二、大力推动照后减证和简化审批 法律、行政法规、国务院决定设定(以下统称中央层面设定)的涉企经营许可事项,在全国范围内按照《中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单(2021年全国版)》(见附件 1)分类实施改革;在自由贸易试验区增加实施《中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单(2021年自由贸易试验区版)》(见附件 2)规定的改革试点举措,自由贸易试验区所在县、不设区的市、市辖区的其他区域参照执行。省级人民政府可以在权限范围内决定采取更大力度的改革举措。地方性法规、地方政府规章设定(以下统称地方层面设定)的涉企经营许可事项,由省级人民政府统筹确定改革方式。

(一)直接取消审批。为在外资外贸、工程建设、交通物流、中介服务等领域破解"准入不准营"问题,在全国范围内取消 68 项涉企经营许可事项,在自由贸易试验区试点取消 14 项涉企经营许可事项。取消审批后,企业(含个体工商户、农民专业合作社,下同)取得营业执照即可开展经营,行政机关、企事业单位、行业组织等不得要求企业提供相关行政许可证件。

(二)审批改为备案。为在贸易流通、教育培训、医疗、食品、金融等领域放开市场准入,在全国范围内将 15 项涉企经营许可事项改为备案管理,在自由贸易试验区试点将 15 项涉企经营许可事项改为备案管理。审批改为备案后,原则上实行事后备案,企业取得营业执照即可开展经营;确需事前备案的,企业完成备案手续即可开展经营。企业按规定提交备案材料的,有关主管部门应当当场办理备案手续,不得作出不予备案的决定。

(三)实行告知承诺。为在农业、制造业、生产 服务、生活消费、电信、能源等领域大幅简化准 続の利便性と予見性を大幅に向上させる。

二、「照後減証」と審査の簡素化を大幅に推進 法律、行政規定、国務院により設定(以下、「中央 レベルで設定」という)した企業経営許可事項は、 全国で『中央レベルで設定した企業経営許可事項の 改革リスト(2021年全国版)』(添付1を参照)の分 類に基づき改革を実施する。自由貿易試験区で『中 央レベルで設定した企業経営許可事項の改革リスト (2021年自由貿易試験区版)』(添付2を参照)が規 定する改革試行の措置を追加で実施し、自由貿易試 験区が所在する県、区を設けない市、市が管轄する 区のその他の地域は参照して実施する。省レベルの 人民政府は、権限の範囲内で更に強力な改革措置の 実施決定が可能。地方法規、地方政府規定で設定(以 下、「地方レベルで設定」)した企業経営許可事項は、 省レベル人民政府が改革方式を計画して確定する。

(一)直接許認可を取消する。外商投資と対外貿易、建設工事、交通物流、仲介サービス等の領域で「参入は可能だが経営は不可」という問題を解決し、全国で68項目の企業経営許可事項を取消し、自由貿易試験区で14項目の企業経営許可事項を取消する。審査を取消した後、企業(個人事業主、農民専業合作社を含む、以下同じ)は営業許可証を取得すれば直ちに経営を行うことが可能となり、行政機関、企業・事業単位、業界組織等は、企業に関連行政許可証類の提供を要求してはならない。

(二)審査制から届出制に変更する。貿易流通、教育訓練、医療、食品、金融等の領域で市場参入を開放し、全国で15項目の企業経営許可事項を届出管理に変更し、自由貿易試験区で15項目の企業経営許可事項を届出管理に変更する。審査制を届出制に変更した後、原則的に事後の届出を実施し、企業は営業許可証を取得すれば経営を行うことができる。事前の届出が必要な場合、企業は届出手続を完成すれば経営を行うことができる。企業は規定通り届出資料を提出する場合、関連主管部門はその場で届出手続を行う必要があり、届出を受理しない決定を下してはならない。

(三)告知承諾制を実施する。農業、製造業、生産 サービス、生活消費、電信、エネルギー等の領域で



入审批,在全国范围内对37项涉企经营许可事 项实行告知承诺,在自由贸易试验区试点对40 项涉企经营许可事项实行告知承诺。实行告知承 诺后,有关主管部门要依法列出可量化可操作、 不含兜底条款的经营许可条件, 明确监管规则和 违反承诺后果,一次性告知企业。对因企业承诺 可以减省的审批材料,不再要求企业提供;对可 在企业领证后补交的审批材料,实行容缺办理、 限期补交。对企业自愿作出承诺并按要求提交材 料的,要当场作出审批决定。对通过告知承诺取 得许可的企业,有关主管部门要加强事中事后监 管,确有必要的可以开展全覆盖核查。发现企业 不符合许可条件的,要依法调查处理,并将失信 违法行为记入企业信用记录, 依法依规实施失信 惩戒。有关主管部门要及时将企业履行承诺情况 纳入信用记录, 并归集至全国信用信息共享平 台。

(四)优化审批服务。对"重要工业产品(除食 品相关产品、化肥外)生产许可证核发"等15 项涉企经营许可事项,下放审批权限,便利企业 就近办理。对"保安服务许可证核发"等 256 项 涉企经营许可事项,精简许可条件和审批材料, 减轻企业办事负担。对"会计师事务所设立审批" 等 140 项涉企经营许可事项, 优化审批流程, 压 减审批时限,提高审批效率。对"海关监管货物 仓储审批"等 18 项设定了许可证件有效期限的 涉企经营许可事项, 取消或者延长许可证件有效 期限,方便企业持续经营。对"互联网上网服务 营业场所经营单位设立审批"等13项设定了许 可数量限制的涉企经营许可事项,取消数量限 制,或者合理放宽数量限制并定期公布总量控制 条件、企业存量、申请排序等情况,鼓励企业有 序竞争。同时,各地区、各部门要积极回应企业 关切,探索优化审批服务的创新举措。

参入審査を大幅に簡素化し、全国で37項目の企業 経営許可事項において告知承諾を実施し、自由貿易 試験区で40項目の企業経営許可事項において告知 承諾の試行を実施する。告知承諾の実施後、関連主 管部門は法に基づき定量化と実施操作が可能で、包 括条項を含まない経営許可条件をリストアップし、 監督管理規則及び承諾違反後の結果を明確化し、-度に企業に告知しなければならない。企業の承諾に より削減できる審査資料は、提供させてはならない。 企業が経営許可証を取得後の事後提出を許容された 審査資料については、不足した状況を許容して手続 を行い、期限を定めて事後提出を要求する。企業が 自主的に承諾し、要求に従い資料を提出する場合、 その場で審査決定を下さなければならない。告知承 諾を通じて許可を取得する企業に対し、関連主管部 門は事中と事後の監督管理を強化し、確実に必要の ある場合、フルカバーの検査を展開することができ る。企業が許可条件を充足していない場合、法に基 づき調査と処理を行い、信用失墜の違法行為を企業 の信用記録に登録し、法律規定に基づき信用失墜の 懲戒を実施する。関連主管部門は、遅滞なく企業の 承諾事項における履行状況を信用記録に登録し、全 国信用情報共有プラットフォームに集約しなければ ならない。

(四) 承認サービスを最適化する。「重要工業製品 (食品関連製品、肥料を除く) に係る生産許可証の 査定発行」等 15 項目の企業経営許可事項に対し、 審査の権限を委譲し、企業の近隣エリアでの手続を 利便化する。「セキュリティーサービス許可証の査定 発行」等 256 項目の企業経営許可事項に対し、許可 条件及び審査資料を簡素化し、企業の手続負担を軽 減する。「会計士事務所の設立審査」等 140 項目の 企業経営許可事項に対し、審査プロセスを最適化し、 審査時間を短縮化し、審査効率を高める。「税関監督 管理貨物倉庫の審査 | 等 18 項目に対し、許可証の 有効期間が設定されている 18 項目の企業経営許可 事項に対し、許可証の有効期限を取消し、もしくは 延長し、企業の持続的な経営を利便化する。「イン ターネット接続サービス営業場所を経営する単位の 設立審査 | 等の定量制限が設定される 13 項目の企 業経営許可事項に対し、定量制限を撤廃し、もしく は合理的に定量制限を緩和し、かつ総量規制の条件、 参入済企業数、申請の順番等を定期的に開示し、企



三、强化改革系统集成和协同配套

(一)实施涉企经营许可事项清单管理。按照全 覆盖要求,将全部涉企经营许可事项纳入清单管 理,并逐项确定改革方式、具体改革举措和加强 事中事后监管措施。清单实行分级管理,国务院 审改办负责组织编制中央层面设定的涉企经营 许可事项清单,省级审改工作机构负责组织编制 地方层面设定的涉企经营许可事项清单。清单要 动态调整更新并向社会公布,接受社会监督。清 单之外,一律不得限制企业进入相关行业开展经 营。各地区、各部门要对清单之外限制企业进入 特定行业开展经营的管理事项进行全面自查清 理,对实施变相审批造成市场分割或者加重企业 负担的行为,要严肃督查整改并追究责任。

(二)深化商事登记制度改革。持续推进"先照后证"改革,推动将保留的登记注册前置许可改为后置。开展经营范围规范化登记,市场监管部门牵头编制经营范围规范目录,为企业自主选择经营范围提供服务。经营范围规范目录要根据新产业、新业态的发展及时调整更新。市场监管部门应当告知企业需要办理的涉企经营许可事项,并及时将有关企业登记注册信息推送至有关主管部门。企业超经营范围开展非许可类经营活动的,市场监管部门不予处罚。有关主管部门不得以企业登记的经营范围为由,限制其办理涉企经营许可事项或者其他政务服务事项。在自由贸易试验区试点商事主体登记确认制改革,最大程度尊重企业登记注册自主权。

業の秩序のある競争を奨励する。同時に、各地区、 各部門は積極的に企業の関心事に対応し、審査サー ビスを最適化する革新措置を模索しなければならな い。

三、改革のシステム融合とシナジーを強化する

(一) 企業経営許可事項のリスト管理を実施する。 フルカバーの要求に基づき、全ての企業経営許可事 項を管理リストに収め、1項目毎に改革方式、具体 的改革措置及び事中事後の監督管理措置を強化す る。リストはランク付け管理を実施し、国務院審査 改革弁公室は、中央レベルの企業経営許可事項リス トの作成を担当し、省レベル審査改革工作機構は地 方レベルの企業経営許可事項リストの作成組織を担 当する。リストは流動的に調整と更新を行い、社会 に公表し、社会の監督を受けなければならない。リ スト外で、企業が関連業界へ参入し、経営を行うこ とを一切制限してはならない。各地区、各部門は、 リスト外で企業が特定業界へ参入し、経営を行う管 理事項に対し全面的に自主点検を行い、変則的な審 査の実施で市場の分割をもたらし、もしくは企業負 担を増加させる行為に対し、厳粛に監督検査し、調 整改善し、かつ責任を追及する。

(二) 商事登記制度改革を深化させる。持続的に「先 照後証」改革を推進し、留保された登記登録の事前 許可を事後への変更を推進する。規範化した経営範 囲の登記を展開し、市場監督管理部門が主導して経 営範囲規範目録を作成し、企業が自主的に経営範囲 を選択するためのサービスを提供する。規範化した 経営範囲の目録は新産業、新業態の発展に応じて遅 滞なく調整と更新を行わなければならない。市場監 督管理部門は、企業許可事項における対応事項を企 業に告知し、かつ遅滞なく関連企業の登記登録情報 を関連主管部門に送付しなければならない。企業が 経営範囲を超えて非許可類の経営活動を展開する場 合、市場監督管理部門は処罰を行わない。関連主管 部門は、企業が登記する経営範囲を理由に、企業経 営許可事項もしくはその他の政務サービス事項の取 扱いを制限してはならない。自由貿易試験区は、商 事主体登記確認制改革を試行し、企業の登記登録の 自主権を最大限尊重する。



(三)推进电子证照归集运用。国务院有关部门要制定完善电子证照有关标准、规范和样式,2022年底前全面实现涉企证照电子化。要强化电子证照信息跨层级、跨地域、跨部门共享,有关主管部门应当及时将电子证照归集至全国一体化政务服务平台、全国信用信息共享平台、国家企业信用信息公示系统,有关平台和系统要加快建设全国统一、实时更新、权威可靠的企业电子证照库。要加强电子证照运用,实现跨地域、跨部门互认互信,在政务服务、商业活动等场景普遍推广企业电子亮照亮证。凡是通过电子证照可以获取的信息,一律不再要求企业提供相应材料。

四、创新和加强事中事后监管

(一)适应改革要求明确监管责任。要落实放管结合、并重要求,按照"谁审批、谁监管,谁主管、谁监管"原则,切实履行监管职责,坚决纠正"以批代管"、"不批不管"问题,防止出现监管真空。直接取消审批、审批改为备案的,由原审批部门依法承担监管职责。实行告知承诺、优化审批服务的,由审批部门负责依法监管持证经营企业、查处无证经营行为。实行相对集中行政许可权改革或者综合行政改革的地区,按照省级人民政府制定的改革方案确定监管职责、健全审管衔接机制。坚持政府主导、企业自治、行业自律、社会监督,压实企业主体责任,支持行业协会提升自律水平,鼓励新闻媒体、从业人员、消费者、中介机构等发挥监督作用,健全多元共治、互为支撑的协同监管格局。

(三) 電子証照の集約と運用を推進する。国務院の 関連部門は、電子許可証・ライセンスの関連基準、 規範及び様式を制定、改善し、2022年末までに企業 の証照電子化を実現しなければならない。電子証照 情報の階層、地域、部門を超えた共有を強化し、関 連主管部門は遅滞なく電子証照を全国一体化政務 サービスプラットフォーム、全国信用情報共有プ ラットフォーム、国家企業信用情報公示システムに 集約しなければならず、関連プラットフォームとシ ステムは全国統一、随時更新、権威があり信頼でき る企業電子証照データベースの構築を加速しなけれ ばならない。電子証照の運用を強化し、地域、部門 を超えた相互信頼を実現し、政務サービス、商業活 動等の場面で企業の電子経営ライセンスと電子営業 許可証の開示を普及させる。電子証照を通じて取得 可能な情報は、企業に関連資料の提出を求めてはな らない。

四、事中事後の監督管理を革新し強化する

(一) 改革の要求に適合し、監督管理の責任を明確 化する。開放と管理を融合させ、同様に開放と管理 を重んじる要求を具体化し、「審査者による監督管理 の実施。主管者による監督管理の実施」の原則に基 づき、監督管理の職責を着実に遂行し、「審査による 管理の代替」、「審査及び管理の不実施」といった問 題を断固として是正し、監督管理の空白領域の発生 を防止しなければならない。直接審査制を撤廃する 場合、審査制を届出制に変更する場合、元の審査部 門が法に基づき監督管理の責任を負う。告知承諾制 を実施する場合、審査サービスを最適化する場合、 審査部門が法に基づき経営ライセンスを保持して経 営する企業を監督管理し、経営ライセンスなしでの 経営行為を取り締まる。比較的集中した行政許可権 改革もしくは総合行政と法執行改革を実行する地区 では、省級人民政府が制定する改革案に基づき、監 督管理の職責を確定し、審査と管理の連携メカニズ ムを健全化させる。政府主導、企業自治、業界自律、 社会監督を堅持し、企業に主体責任を十分に取らせ、 業界協会が自律水準を高めることを支持し、報道機 関、従業員、消費者、仲介機構等が監督の役割を発 揮することを奨励し、多元的な共同管理、相互に支 える協同監督管理の枠組を健全化させる。

(二)根据改革方式健全监管规则。国务院有关

(二)改革の方式に基づき監督管理の規則を健全化



部门要根据涉企经营许可事项的改革方式,分领域制定全国统一、简明易行的监管规则,建立健全技术、安全、质量、产品、服务等方面的国家标准,为监管提供明确指引。直接取消审批的,有关主管部门要及时掌握新设企业情况,纳入监管范围,依法实施监管。审批改为备案的,要督促有关企业按规定履行备案手续,对未按规定备案或者提交虚假备案材料的要依法调查处理。实行告知承诺的,要重点对企业履行承诺情况进行检查,发现违反承诺的要责令限期整改,逾期不整改或者整改后仍未履行承诺的要依法撤销相关许可,构成违法的要依法予以处罚。下放审批权限的,要同步调整优化监管层级,实现审批监管权责统一。

(三)结合行业特点完善监管方法。对一般行业、 领域,全面推行"双随机、一公开"监管,根据 企业信用风险分类结果实施差异化监管措施,持 续推进常态化跨部门联合抽查。对直接涉及公共 安全和人民群众生命健康等特殊行业、重点领 域,落实全覆盖重点监管,强化全过程质量管理, 守牢安全底线。要充分发挥信用监管基础性作 用,建立企业信用与自然人信用挂钩机制,依法 依规实施失信惩戒。要建立健全严重违法责任企 业及相关人员行业禁入制度,增强监管威慑力。 对新技术、新产业、新业态、新模式等实行包容 审慎监管,量身定制监管模式,对轻微违法行为 依法从轻、减轻或者免予行政处罚。深入推进"互 联网+监管",探索智慧监管,加强监管数据共享, 运用大数据、物联网、人工智能等手段精准预警 风险隐患。

する。国務院の関連部門は、企業経営許可事項の改 革方式に基づき、領域に分けて、全国で統一した、 簡素で実行しやすい監督管理の規則を制定し、技術、 安全、品質、製品、サービス等の国家基準を構築、 健全化し、監督管理に明確なガイドラインを提供す る。直接審査制を撤廃する場合、関連主管部門は、 新設企業の状況を遅滞なく把握し、監督管理の範囲 に登録し、法に基づき監督管理を実施しなければな らない。審査制から届出制に変更する場合、企業が 規定に基づき届出手続を履行するよう督促し、規定 に従い届出せず、もしくは虚偽の届出資料を提供す る場合、法に基づき調査して処理しなければならな い。告知承諾制を実施する場合で、企業の承諾履行 状況を重点的に検査を行い、承諾違反を発見した場 合、期限内の是正を命じ、期限を過ぎても是正しな い、もしくは一部是正後も承諾事項を履行しない場 合、法に基づき関連行政許可を取消する。違法とな る場合、法に基づき処罰しなければならない。審査 権限を委譲する場合、監督管理の水準を同時に調整 して最適化し、審査の監督管理の権限と責任の統一 を実現しなければならない。

(三) 業界の特徴と融合した監督管理方法を改善す る。一般業界、領域に対し、「二つのランダム、一つ の公開」の監督管理を全面的に推進し、企業の信用 リスクの分類結果に応じて、差異化した監督管理措 置を実施し、恒常化した部門を跨ぐ協同抜取調査を 持続的に推進する。公共安全と人民大衆の生命健康 等と直接関連する特殊な業界、重点領域に対し、フ ルカバーの重点監督管理を実施し、全過程の品質管 理を強化し、安全のボトムラインを死守する。信用 監督管理の基礎的な役割を十分に発揮し、企業信用 と自然人信用をリンクさせるメカニズムを構築し、 法律規定に基づき信用失墜の懲戒を実施しなければ ならない。厳重な違法責任を負う企業及び関係者に 業界参入禁止制度を構築、健全化し、監督管理の抑 止力を強化しなければならない。新技術、新産業、 新業界、新モデル等に対し、包容的で慎重な監督管 理を実行し、監督管理モデルをカスタマイズし、軽 微な違法行為に対し、法に基づき行政処罰を軽減も しくは免除する。「インターネット+監督管理」を深 く推進し、スマート監督管理を模索し、監督管理の データ共有を強化し、ビッグデータ、モノのインター ネット、人工知能等の手段を用いてリスクを正確且



五、采取有力措施确保改革落地见效

(一)健全改革工作机制。国务院推进政府职能转变和"放管服"改革协调小组负责统筹领导全国"证照分离"改革工作。国务院办公厅、市场监管总局、司法部牵头负责推进改革,做好调查研究、政策解读、协调指导、督促落实、法治保障、总结评估等工作。商务部负责指导各自由贸易试验区做好"证照分离"改革与对外开放政策的衔接。省级人民政府对本地区改革工作负总责,要建立健全审改、市场监管、司法行政、商务(自贸办)等部门牵头,各部门分工负责的工作机制,强化责任落实,扎实推进改革。

(二)加强改革法治保障。要坚持重大改革于法有据,依照法定程序推动改革。配合在全国范围内推行的改革举措,推动修改法律、行政法规有关规定。在自由贸易试验区配合相关改革试点举措,根据全国人民代表大会常务委员会授权决定暂时调整适用《中华人民共和国会计法》等7部法律有关规定,暂时调整适用《互联网上网服务营业场所管理条例》等13部行政法规有关规定(见附件3)。国务院有关部门和地方人民政府要根据法律、行政法规的调整情况,对规章、规范性文件作相应调整,建立与改革要求相适应的管理制度。2022年底前,国务院有关部门要组织对暂时调整适用法律、行政法规有关规定情况开展中期评估。

(三)抓好改革实施工作。国务院有关部门要制定实施方案,对中央层面设定的涉企经营许可事项逐项细化改革举措,并向社会公布。各省、自治区、直辖市人民政府要制定本地区改革实施方案,以省为单位编制地方层面设定的涉企经营许可事项改革清单,并向社会公布。各地区、各部门要做好改革政策工作培训和宣传解读,调整优化业务流程,修订完善工作规则和服务指南,改造升级信息系统,确保改革措施全面落实、企业

つ早期に警戒する。

五、有効な措置を取り改革の具体化と効果を確保

(一)改革の工作メカニズムを健全化する。国務院政府の職能転換及び「放管服」改革協調グループは、全国の「証照分離」改革を統括し主導する。国務院弁公庁、市場監督管理総局、司法部は改革推進の主導責任を負い、調査研究、政策解読、協調指導、推進の督促、法治保障、総括評価等を十分に実行する。商務部は、各自由貿易試験区に「証照分離」改革及び対外開放政策を十分にリンクさせるよう指導する責任を追う。省級人民政府は当該地区における改革の総責任を負い、審査改革、市場監督管理、司法行政、商務(自由貿易弁公室)等の部門を主導し、各部門が役割分担で責任を負うメカニズムを構築、健全化し、責任の具体化を強化し、着実に改革を推進しなければならない。

(二) 法治保障改革を強化する。重大な改革は法的 根拠に基づくことを堅持し、法定の手続に基づき改 革を推進しなければならない。全国で改革措置を推 進し、法律と行政法規の関連規定の改定を推進する。 自由貿易試験区では関連改革の試行措置に合わせ、 全国人民代表大会常務委員会の授権決定に従い、一 時的に『中華人民共和国会計法』等7部法律の関連 規定の適用を調整し、『インターネット接続サービス 営業場所管理条例』等 13 部行政法規の関連規定の 適用を調整する(添付3を参照)。国務院関連部門及 び地方人民政府は法律、行政法規の調整状況に基づ き、規章、規範文書を適切に調整し、改革の要求と 適応する管理制度を構築する。2022年末までに、国 務院関連部門は法律、行政法規の関連規定の適用を 一時的に調整することに対し中期評価を展開しなけ ればならない。

(三)改革の実施を十分に徹底する。国務院の関連 部門は、実施案を制定し、中央レベルで設定された 企業経営許可事項に対し項目毎に改革措置を具体化 し、社会に公表しなければならない。各省、自治区、 直轄し人民政府は本地区の改革実施案を制定し、省 を単位として地方レベルで設定する企業経営許可事 項の改革リストを制定し、社会に公表しなければな らない。各地区、各部門は改革政策の研修と宣伝解 読を十分に行い、業務フローを最適化し、業務の規



充分享受改革红利。

則及びサービスガイドラインを改定して改善し、情報システムを改造、水準向上し、改革措置の全面具体化を確保し、企業が改革のメリットを十分享受できること確保する。

本通知实施中的重大问题,省级人民政府、国务院有关部门要及时向国务院请示报告。

本通知の実施における重大な問題について、省級人 民政府、国務院の関連部門は遅滞なく国務院に報告 し、指示を求めなければならない。

附件:

- 1. 中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单 (2021 年全国版)
- 2. 中央层面设定的涉企经营许可事项改革清单 (2021 年自由贸易试验区版)
- 3. 国务院决定在自由贸易试验区暂时调整适用 行政法规有关规定目录

国务院

2021年5月19日

原文链接:

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-06/03

/content 5615031.htm

添付ファイル:

- 1.中央レベルで設定される企業経営許可事項の改革 リスト(2021 年全国版)
- 2.中央レベルで設定される企業経営許可事項の改リスト(2021 年自由貿易試験区版)
- 3.国務院が自由貿易試験区で適用を一時的に調整する行政法規の関連規定目録

国務院

2021年5月19日

原文へのリンク↓

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-06/03/content 5615031.htm

【日本語参考訳:MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク (中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本 資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- → 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証 致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全 て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を 負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- 愛 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、 必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する 必要があります。

MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク (中国) 有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登録番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001

